

熊本県牛海綿状脳症防疫対策マニュアル

平成17年12月制定
令和5年2月改正

熊本県農林水産部生産経営局畜産課

目次

第1	BSE防疫の概要	P 1
1	基本方針	P 1
2	BSEの特性	P 2
3	BSE防疫組織体制	P 3
	BSE防疫フローチャート	P 7
	サーベイランス検査における患畜発生時の初動対応の流れ	P 8
第2	BSE監視のための検査	P 12
1	死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等	P 12
2	食肉衛生検査所による検査	P 16
第3	病性等の判定	P 17
1	病性の判定	P 17
2	患畜及び疑似患畜の判定	P 18
第4	病性等の判定時の措置	P 18
1	エライザ検査陽性時の措置	P 18
2	患畜又は疑似患畜と判定された場合の関係者への連絡	P 19
3	対策本部の開催及び国、関係機関等との連携	P 19
4	報道機関等への公表	P 20
5	相談窓口の開設	P 20
6	防疫措置に必要な人員の確保	P 20
第5	発生農場等における防疫措置	P 21
1	疑似患畜の殺処分等	P 21
2	患畜の同居牛の措置	P 21
3	死体の処理	P 22
4	汚染物品の処理	P 22
5	畜舎等の消毒	P 22
6	疫学情報の収集	P 22
7	牛の評価	P 23
8	と畜場におけるBSE発生時の措置	P 23
第6	発生の原因究明	P 23

第7	現地対策本部の業務の詳細	P 24
1	防疫総務班	P 24
2	発生農場班	P 24
3	飼養牛・移動牛班	P 25
4	飼料・肥料班	P 25
5	医薬品・診療班	P 26
第8	関連資料等	P 31
1	関係様式 1～3 1	P 31
2	関係資料 1～7	P 87

【前文】

平成13年(2001年)9月、国内で初めて牛海綿状脳症(Bovine Spongiform Encephalopathy以下「BSE」という。)が確認され、牛肉消費の低迷といった状況が生じるとともに、畜産農家を含めた食肉業界はもちろんのこと、社会全体に大きな影響を及ぼしました。

このような状況の中、同年10月18日からと畜場に搬入される牛全頭にBSE検査が義務づけられました。また、牛海綿状脳症対策特別措置法が平成14年(2002年)7月4日に施行され、24ヵ月齢以上の死亡牛の届出とBSE検査が義務づけられたことから、本県では株式会社熊本蛋白ミール公社の御協力の下で検査施設を整備し、平成15年12月から本格的な検査を開始しました。その他、国による飼料規制の実施やトレーサビリティシステムの構築等、食肉の安全性に対する信頼回復のために様々な対策が講じられました。

国内では平成21年(2009年)12月までに、死亡牛14例を含む36例のBSE感染牛が確認され、本県においても平成16年(2004年)9月に国内12例目となる発生が認められました。

その後、我が国は、長期間にわたるサーベイランス及び飼料規制などの厳格なBSE対策、また、それを支える生産者をはじめとした関係者の努力により、平成25年(2013年)5月に、OIE(国際獣疫事務局)からBSEの安全性格付けの最上位である「無視できるBSEリスク」に認定されました。

BSE検査対象月齢についても、と畜場では健康牛において全月齢(H13年10月～)、48ヵ月齢(H25年7月～)、死亡牛では一般的なもので24ヵ月齢(H15年4月～)、48ヵ月齢(H27年4月～)と段階的に引き上げられてきましたが、現在、と畜場では健康牛について検査不要(H29年4月～)、死亡牛では一般的なもので96ヵ月齢(H31年4月～)となっています。

これまでの飼料規制等の対策の継続により、新たな発生は防止できると考えられますが、仮に再度BSEが発生し、まん延するような事態になれば、国民の牛肉に対する安全性の信頼をなくし、長期にわたり畜産業の生産性を低下させ、地域社会・地域経済に深刻な打撃を与えるおそれがあることから、引き続き、一定のリスク管理措置を継続する必要があります。

このため、本県におけるBSE防疫組織体制、疫学調査が重要となるBSE特有の防疫対応等を定めた平成17年(2005年)12月公表「熊本県BSE防疫対策マニュアル」について、牛の所有者、行政機関及び関係団体等が緊密に連携したリスク管理措置の実効性が確保されるよう、また、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更(令和4年4月1日、農林水産大臣公表)を反映し、現状に即した内容に改訂することとしました。

関係者におかれましては、本マニュアルに基づき、万一の発生に備えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和5年2月

熊本県農林水産部生産経営局畜産課

第1 BSE防疫の概要

1 基本方針

- (1) BSEは、通常、牛がBSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することで感染し比較的長期間の潜伏期間を経て発症する。

このため、BSE対策では効果的な飼料規制等の対策の継続的な実施が重要である。

したがって、牛の所有者、関連事業者（肥料及び飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製場等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者をいう。以下同じ。）等は、BSEの特徴を十分に理解し、引き続き、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等に基づく飼料規制等を適切に実施する必要がある。

- (2) 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。

ア これまでの検査の積重ねにより、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であることが示唆されており、引き続き発生動向を監視する必要がある。

イ 今後、何らかの要因によりBSEの感染経路が遮断されていない事態が生じた場合に備える必要がある。

ウ 我が国のBSE対策の国際的な評価を維持するためにも、一定レベルのBSE監視のための検査を継続する必要がある。また、国産畜産物の輸出促進の観点等から「無視できるBSEリスク」の国のステータスを維持することが重要である。

- (3) 牛の所有者は、牛の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて家伝法に基づき第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、牛の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、牛の健康観察とその記録、BSEが疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行等の飼養衛生管理基準の遵守並びに適切な飼料給与及びその記録である。

このため、行政機関、関係機関、関係団体等は、次の役割分担の下、全ての牛の所有者がBSE対策の重要性を理解し、かつ、実践できるよう、BSEの発生の予防及び発生時に備えた準備に万全を期す。

ア 農林水産省は、BSEの発生リスク等に関する情報に基づく適切な輸入検疫を実施するとともに、関係機関と連携して、飼料規制の実効性を確認する。また、都道府県、牛の所有者、飼養衛生管理者（家伝法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係機関、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。

イ 県は、牛の所有者、飼養衛生管理者、市町村、関係団体等に対し必要な情報提供を

行うとともに、BSEの発生時に備えた準備を行う。

ウ 市町村及び関係団体は、県の行う牛の所有者等への必要な情報の提供やBSEの発生時に備えた準備に協力するとともに、牛の所有者に必要な支援を行う。

エ 関連事業者は、病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、行政機関が行うBSEの発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

(4) BSEの発生時には、円滑かつ的確な防疫措置により、まん延防止を図ることが重要である。

防疫措置を実施するための経費については、家伝法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、家伝法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階からの確かつ迅速に講じられるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関、関係団体等は、次の役割分担の下、的確かつ迅速な初動対応を行う。

ア 農林水産省は、必要な防疫措置等を定めた防疫方針（第4の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに則した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、家伝法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。

イ 県は、アの防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確かつ迅速に実施する。

ウ 市町村、関係団体及び関連事業者は、県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村、関係団体等に委託して防疫措置を実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、家伝法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

(5) BSEの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、同居牛等を把握することで、疑似患畜を特定し、当該疑似患畜の検査、殺処分及び焼却処分を行うことで感染源を確実に遮断するとともに、飼料規制上の問題の有無について検証することが重要である。

このため、行政機関及び関係機関は、BSEの発生時における的確なまん延防止措置及び飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必要がある。

2 BSEの特性

(1) 発生状況

英国、ヨーロッパを中心に、世界の多くの国で発生が報告され、我が国では、平成13年9月、千葉県において1頭目の発生があり、これまでに36頭の発生が報告されているが、平成21年1月の発生を最後に確認されていない。

(2) 症状

2～8年の潜伏期間の後、脳の組織がスポンジ状になり、奇声、旋回などの行動異常、運動失調等の神経症状を示し、最終的には死にいたる。

(3) 原因

BSEプリオンが感染の原因とされる。

また、詳細な原因が不明の非定型BSEが確認されており、孤発性の疾病であることが示唆されている。

(4) 感染経路

BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされ、家畜から家畜への伝播はない。

(5) 診断法

脳等からのBSEプリオンの検出により患畜と決定される。

生前に確定診断をすることはできない。

3 BSE防疫組織体制

本県におけるBSE検査体制は、健康福祉部が実施すると畜場における検査と、農林水産部が実施するBSE検査所における死亡牛検査を主体とするサーベイランス検査の二つの体制がある。

本県では、平成14年10月、県民の総合的な食の安全安心対策を講じるため、食の安全対策会議が創設され、その下にBSE対策部会が設置された。本県においてBSEが確認された場合は、食の安全対策会議を県対策本部として、関係部局の連携を図りながら総合的な検討を行うこととなる。

BSE発生時の防疫対応については、熊本県家畜防疫対策要綱で規定する防疫総括班（畜産課）が指揮する。発生農場の防疫対策については、発生農場を管轄する家畜保健衛生所（以下「家保」という。）を現地防疫対策本部とし、防疫対応及び疫学調査を行う。

(1) 食の安全対策会議（事務局：くらしの安全推進課）

知事	企画振興部長	観光戦略部長
副知事	健康福祉部長	農林水産部長
知事公室長	環境生活部長	教育長
総務部長	商工労働部長	警察本部長

(2) BSE対策部会（部会長：畜産課長）

私学振興課長	くらしの安全推進課長	農業技術課長
健康危機管理課長	商工振興金融課長	畜産課長
薬務衛生課長	農林水産政策課長	水産振興課長
循環社会推進課長	団体支援課長	体育保健課長

(3) 防疫総括班（畜産課）

班長：畜産課長、副班長：畜産課審議員（衛生防疫担当）

係名	係長	構成員	所掌事務
防疫指導係	衛生防疫班長	衛生防疫班	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的防疫方針の策定、指示 ・現地調査及び防疫措置の企画、指導、発生原因その他の調査 ・家保の防疫対応に係る連絡調整 ・動物衛生課との協議等 ・立入検査等の日報収集等 ・BSE対策部会との連絡調整
情報係	生産振興班長	生産振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・発生その他防疫情報の授受と総合的な情報の収集 ・対策総務部情報広報班及び関係団体等との連絡調整 ・プレスリリース、ホームページに関すること ・広報資料の作成、広報連絡、問合せ対応、相談窓口の開設
庶務係	総務・企画班長	総務・企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成と執行、所要経費の確保と支出事務 ・手当金等の支出事務 防疫活動の人員確保等の連絡調整
総務係	総務・企画班長	総務・企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整、庁内会議の開催準備、関連事業の調整 ・防疫措置の上部機関への報告
流通調査係	経営環境班長	経営環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜、畜産物、飼料等の流通状況の調査 ・と畜場・家畜市場の調査 ・畜産物の流通及び消費対策に関すること
防疫支援係	草地飼料班長	草地飼料班	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫資材の調達・調整、 ・給与飼料の流通調査・成分調査 ・肥料の流通調査・成分調査

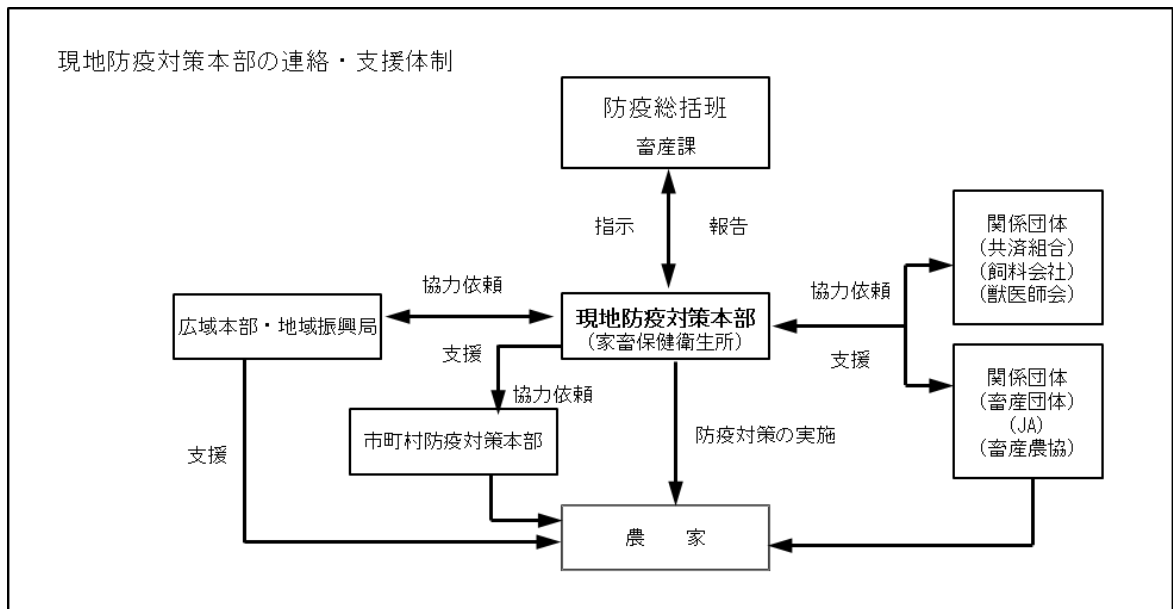
(4) 現地防疫対策本部（発生農場等を管轄する家保）

防疫総括班（畜産課）の指示のもと、広域本部及び地域振興局、関係団体（農協、畜産農協、共済組合）、獣医師会、飼料販売会社等との連携により、円滑な防疫対策の推進を図る。

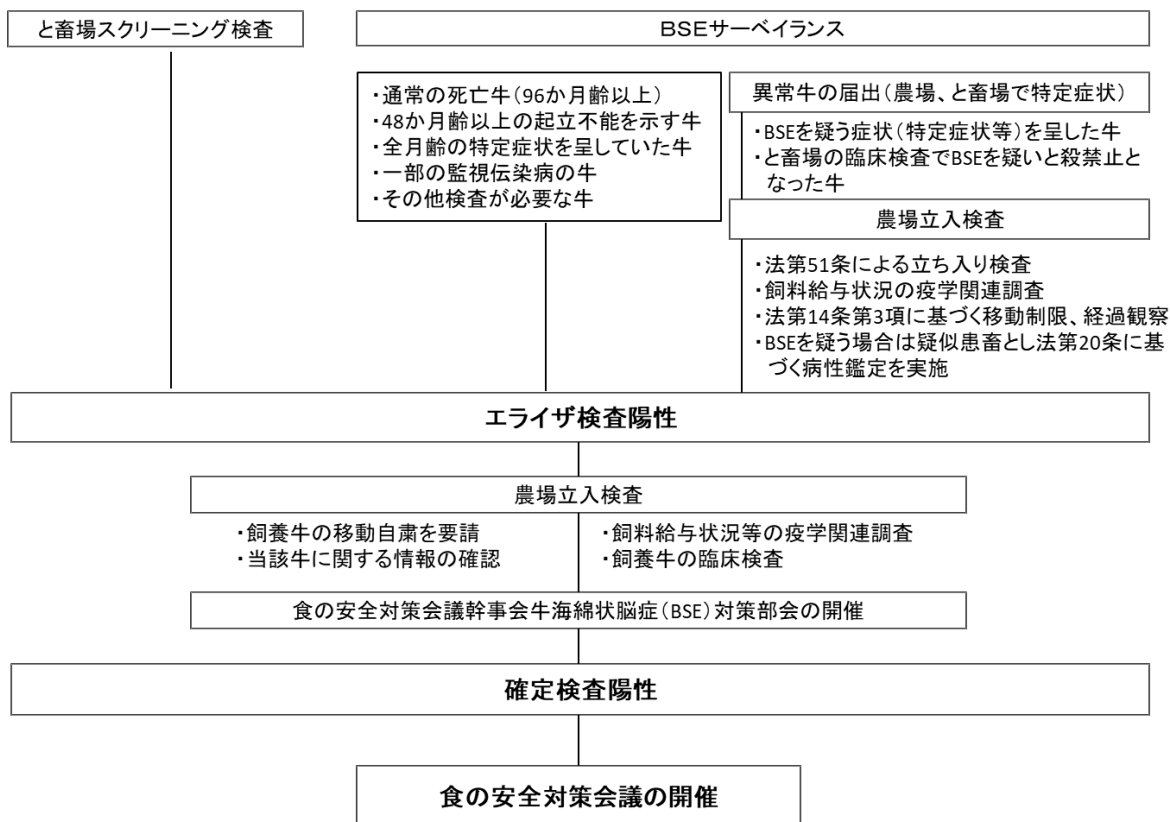
現地防疫対策本部長：家保所長、副本部長：衛生課長

班名	構成員	所掌事務
防疫総務班	家保 3 人（含防疫課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫計画の策定、調整、指揮 ・ 関係機関との調整、通常業務の調整等 ・ 手当金の申請事務 ・ 資材等の調達 ・ 各種報告事務の総括 ・ 防疫総括班との連絡調整
発生農場班	家保 2 人 農業普及・振興課 1 人 市町村 1 人 加入農協 1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養状況調査及び飼養牛の臨床検査 ・ 疑似患畜及び汚染物品の特定 ・ 疑似患畜の評価 ・ 疑似患畜の搬出、殺処分及び焼却 ・ 畜舎の消毒
飼養牛・移動牛班	家保 2 人 ※必要に応じ発生農場班員が兼務 農業普及振興課 1 人 加入農協 1 人 N O S A I 1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養牛の調査・分析 ・ 販売牛等の調査・分析 ・ 死廃状況の調査・分析 ・ 預託先の飼養管理状況調査・分析等 調査依頼先 *加入農協 *NOSAI *死亡獣畜取扱場 *家畜市場 *家畜商 *預託実施事業所 *と畜場 *担当診療所
飼料・肥料班	家保 2 人 農業普及・振興課 1 人 加入農協 1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料及び肥料の購入状況の調査・分析 調査依頼先 *加入農協 *飼料販売業者 ・ 同一飼料給与農場の疫学調査 ・ 防疫総括班防疫支援係との連絡調整
医薬品・診療班	家保 1 人 農業普及・振興課 1 人 N O S A I 1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品の購入状況の調査・分析 ・ 患畜の診療調査等 調査依頼先 *NOSAI *家畜診療所 *薬品販売業者

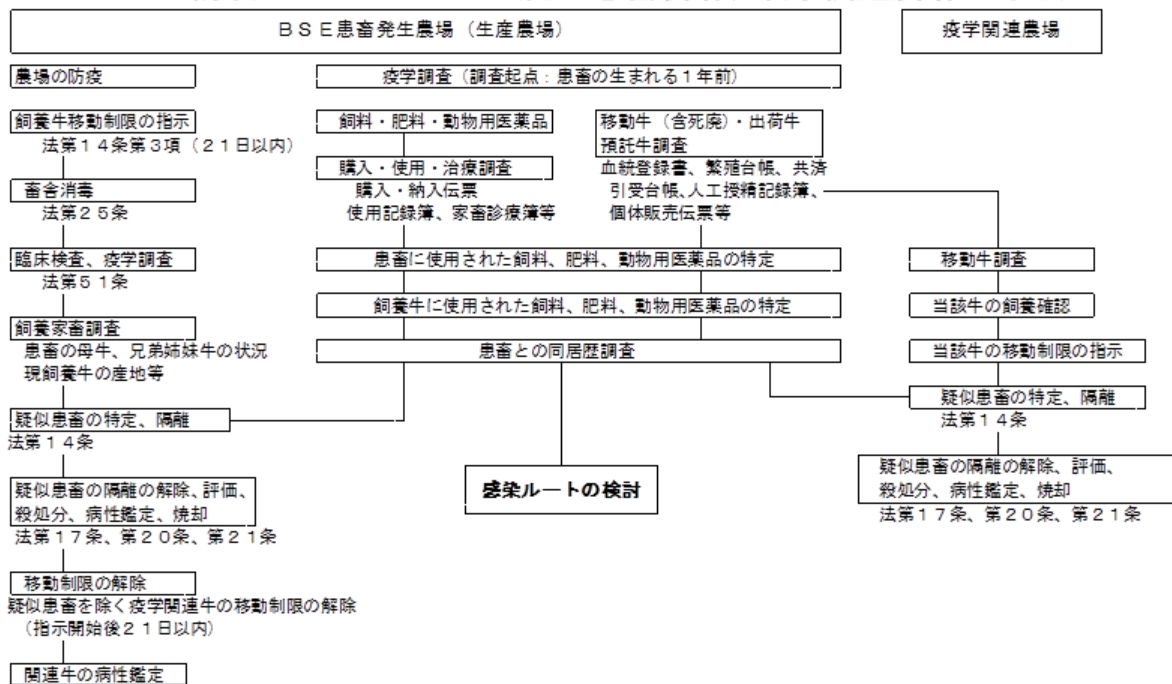
班	作業内容	家保	加入団体※酪農協等	共済	死亡獣畜処理場	家畜市場	家畜商	預託事業所	と畜場	診療獣医師	農業普及・振興課	市町村
防疫総務班	防疫計画の調整、指揮 関係機関との調整	◎ ◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
発生農場班	畜種のケア 畜種への報道取材への対応 殺処分牛の評価 飼養状況調査 同居牛の調査 臨床検査 疑似患畜の特定	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ○ ○ ○			○				○	○ ◎	○ ○ ○ ○
飼養牛・ 移動牛班	過去からの飼養牛の調査・分析 販売牛等の移動先調査・分析 死廃状況の調査・分析 預託先の飼養管理状況調査・分析等	◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○	○
飼料・肥料 班	飼料及び肥料の購入状況調査・分析等	◎	○									
医薬品・ 診療班	医薬品の購入状況の調査 患畜の診療調査等	◎ ◎								○ ○		
広報班	記者発表資料の調整、確認 市町村及び防疫総括班情報係との連絡調整 報道対応等 県民等からの問合せの対応	○ ○									◎ ◎ ◎ ◎	○



BSE防疫フローチャート(検査から食の安全対策会議の設置まで)




BSE防疫フローチャート(発生患畜農場、疫学関連農場の対応)



サーベイランス検査(死亡牛検査)における患畜発生時の初動対応の流れ

時間	畜産課	家畜保健衛生所	広域本部・地域振興局、関係団体等
第1日 18:00		<ul style="list-style-type: none"> ・死亡牛BSE検査所より1次検査で陽性牛が摘発された旨の報告受理した所長は、畜産課長に報告 ・所長は、職員に概要を説明し、今後の対応を検討 	
18:30	<ul style="list-style-type: none"> ・報告を受けた畜産課長は、農林水産政策課、畜産課で協議後、農林水産部長に概要報告 ・動物衛生課に報告するとともに、動物衛生研究部門へ2次検査を依頼する 		
19:00	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産課長は、管轄家畜保健衛生所長へ概要を連絡し、調査を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄広域本部・地域振興局へ連絡 	
19:30	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産課長は県二役、危機管理防災課長、くらしの安全推進課長、健康危機管理課長に概要を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫課長は、当該農場畜主に電話で概要を説明し、農場を訪問する旨説明 ・家畜防疫員2名を現地に派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域本部・地域振興局農業普及・振興課職員も家保と同行
20:00	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産課は、1次検査陽性牛の死体の処分について協議(中央家畜保健衛生所で焼却する旨決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地到着後、畜主に以下の対応を実施 <ol style="list-style-type: none"> ①当該牛飼養事実の確認 ②迅速診断検査の概要説明 ③今後のスケジュール説明 ④飼養牛全頭の移動の自粛要請 ⑤飼養管理状況の聞き取り調査 ・現地家畜防疫員は、調査を平行し、同居牛の臨床症状等の検査実施 	
20:30	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> BSE対策部会の開催 (畜産課主催) </div>		
21:00			

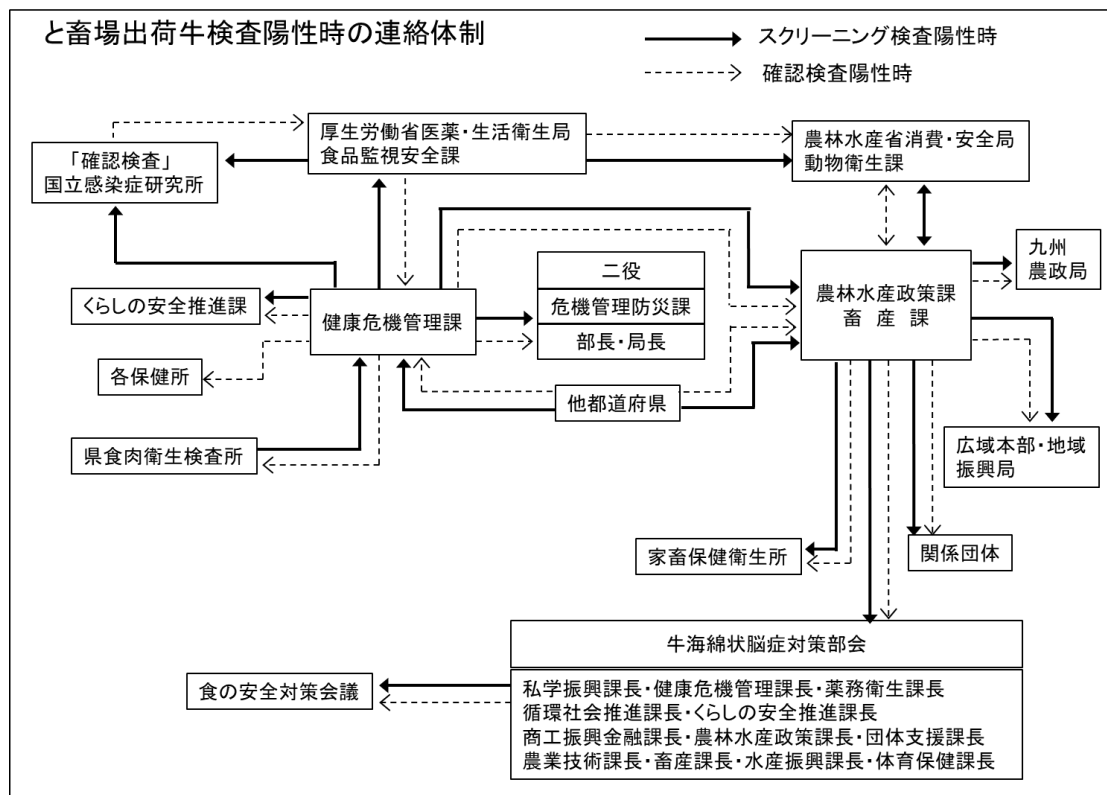
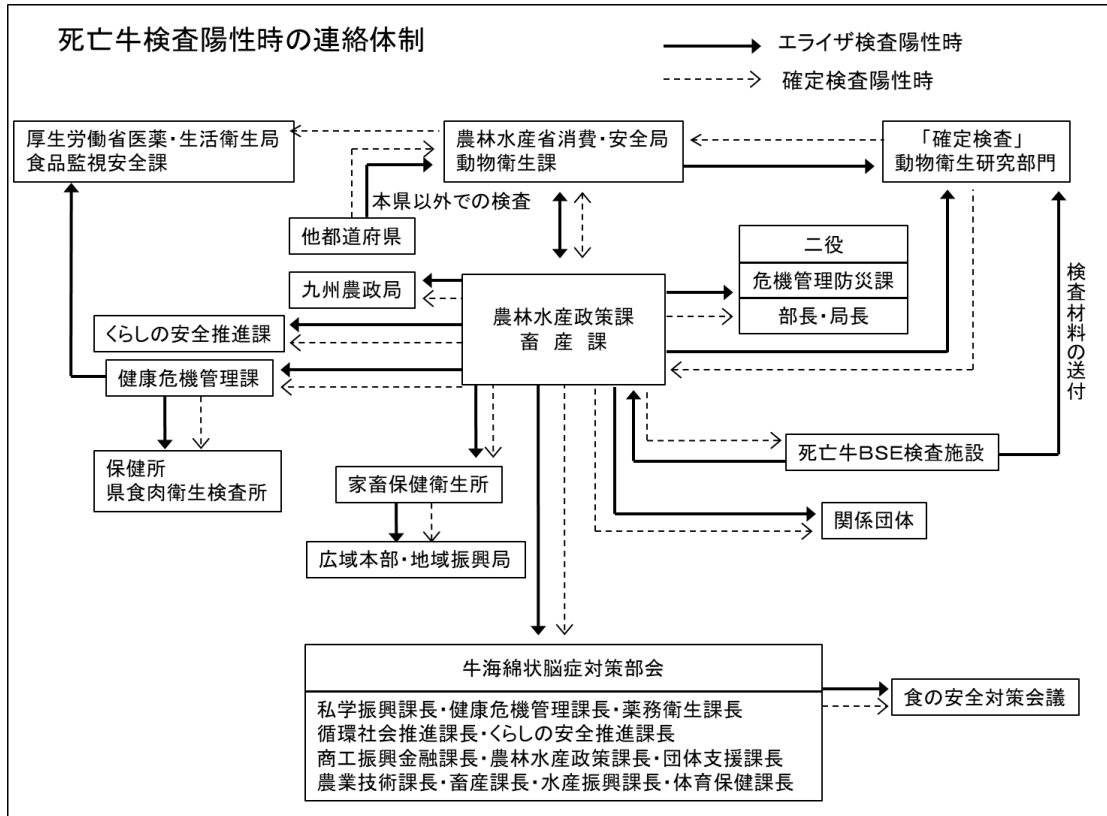
時間	畜産課	家畜保健衛生所	広域本部・地域振興局、関係団体等
第2日 8:30			
18:30	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝の航空便により検体を動物衛生研究部門へ送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地防疫対策本部の設置準備 	
13:30	<ul style="list-style-type: none"> ・動物衛生研究部門において検査開始 		
18:00		<ul style="list-style-type: none"> ・現地緊急対策会議開催通知 	
19:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 第2回BSE対策部会の開催 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 現地緊急対策会議の開催 広域本部・地域振興局、関係市町村、関係団体 </div>	
20:00			

時間	畜産課	家畜保健衛生所	広域本部・地域振興局、 関係団体等
第3日 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会によりBSE陽性との確定診断 ・畜産課長は県二役、危機管理防災課長、くらしの安全推進課長、健康危機管理課長へ報告及び現地家保へ連絡 ・畜産課長は、死体を学術研究の用に供する場合を除き、患畜の死体を中央家畜保健衛生所で焼却するよう指示 		
17:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>食の安全対策会議の開催 (くらしの安全推進課主催) BSE確定診断の結果について公表</p> </div> <p>・中央家畜保健衛生所での焼却を指示</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>・情報収集、広報</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>BSE現地防疫対策本部を設置</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産課長の指示を受けた場合は患畜の死体の焼却を開始 ・所長は確定診断の連絡を受け、当該農場に同居牛の移動の制限を指示 ・調査内容に基づき疑似患畜の特定作業開始 <ul style="list-style-type: none"> ・疫学調査の実施先 <ul style="list-style-type: none"> ・農協 ・畜産団体 ・家畜市場 ・飼料販売会社 ・動物用医薬品販売会社等 ・疑似患畜が特定され次第、順次病性鑑定を実施し、処分牛は焼却処分 ・農場については、消毒作業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体等は、現地にて家畜保健衛生所の支援 ・各調査について協力 ・関係団体等は処分牛の運搬等の支援 ・消毒作業支援

と畜場出荷牛における患畜発生時の初動対応の流れ

時間	健康危機管理課	食肉衛生検査所	家畜保健衛生所	広域本部・地域振興局、関係団体等
第1日 19:30 20:00	<ul style="list-style-type: none"> 報告を受けた健康危機管理課長は、健康福祉部長に報告 厚生労働省食品監視安全課への報告と国立感染症研究所への検体送付を指示 当該牛の肉及び内臓等の保管の実施指示 国の牛海綿状脳症検査実施要領に基づくと畜場の施設等の洗浄消毒指示 	<ul style="list-style-type: none"> 所長は、スクリーニング検査により陽性と判定した旨、健康危機管理課長へ報告 国立感染症研究所に確認検査のため検体を送付 当該牛の肉及び内臓等の保管の指示と実施の確認 国の牛海綿状脳症検査実施要領に基づくと畜場の施設等の洗浄消毒の指示と実施の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産課よりスクリーニング検査陽性牛についての通知受理 広域本部・地域振興局へ連絡 防疫課長は、当該農場畜主に電話で概要を説明し、農場を訪問する旨説明 	
20:30	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理課長は、県二役、危機管理防災課長、くらしの安全推進課長、畜産課長へ報告 知事へ第一報を報告 関係各課へ連絡 		<ul style="list-style-type: none"> 畜産課よりスクリーニング検査陽性牛についての通知受理 広域本部・地域振興局へ連絡 防疫課長は、当該農場畜主に電話で概要を説明し、農場を訪問する旨説明 	
21:30				
第2日 8:30			<ul style="list-style-type: none"> 家畜防疫員2名を現地に派遣 現地到着後、畜主に以下の対応を実施 <ol style="list-style-type: none"> 当該牛飼養事実の確認 迅速診断検査の概要説明 今後のスケジュール説明 飼養牛全頭の移動の自粛要請 飼養管理状況の聞き取り調査 現地家畜防疫員は、調査と並行し、同居牛の臨床症状等の検査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 広域本部・地域振興局農業普及・振興課職員も家保と同行
10:00	BSE対策部会の開催 (畜産課主催)			

時間	健康危機管理課	食肉衛生検査所	家畜保健衛生所	広域本部・地域振興局、関係団体等
第3日 午前	<ul style="list-style-type: none"> 国立感染症研究所に検体が到着 確認検査を実施 			
午後	第2回BSE対策部会の開催 (畜産課主催)			
第4日 21:00	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省から確認検査の結果、「陽性」であることが判明 小委でBSE陽性と判定 		現地緊急対策会議の開催 広域本部・地域振興局、関係市町村、関係団体	
21:30			BSE現地防疫対策本部 を設置	
第5日 以降	<ul style="list-style-type: none"> 食肉衛生検査所長に以下のことを行うよう指示 <ol style="list-style-type: none"> 患畜の所有者等に対し、保管していた当該牛の肉、内臓等の焼却の指示 と畜場の設置者又は管理者に対し保管施設等の洗浄消毒措置の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 食肉衛生検査所長は以下のことを指示 <ol style="list-style-type: none"> 患畜の所有者等に対し、保管していた当該牛の肉、内臓等の焼却 と畜場の設置者又は管理者に対し保管施設等の洗浄消毒措置の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 同居牛の移動制限 疫学関連調査の開始 調査内容に基づき疑似患畜の特定作業開始 疫学調査の実施先 <ul style="list-style-type: none"> 農協 畜産団体 家畜市場 飼料販売会社 動物用医薬品販売会社等 疑似患畜が特定され次第、順次病性鑑定を実施し、処分牛は焼却処分 農場については、消毒の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、団体等は現地にて家保の支援 各調査について協力 関係団体等は、処分牛の運搬等の支援 消毒作業支援



第2 BSE監視のための検査

1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

(1) 死亡牛検査及びその結果の報告

ア 死亡牛検査

(ア) 知事は、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づく届出のあった死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、家伝法第5条第1項及び特措法第6条第2項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaからcまでに分類した上で、当該検査を実施する。

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項及び別表第1の規定に基づく検査とする。

a 月齢に関わらず、死亡前に平成23年農林水産省告示第1865号（家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づき、同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）第1号の表中牛の項及び第3号に規定する次の症状（以下「特定症状」という。）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。

- a 興奮しやすい
- b 音、光、接触等に対する過敏な反応
- c 群内序列の変化
- d 搾乳時の持続的な蹴り
- e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- f 扉、柵等の障害物におけるためらい

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

b 満48か月齢以上であって、死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛（以下「起立不能牛」という。）

c 上記 a 及び b に該当しない牛（満96か月齢以上の一般的な死亡牛）

(イ) 満48か月齢未満の死亡牛であって家伝法施行規則第9条第2項第5号以外のは、特措法第6条第1項の規定に基づく届出対象ではなく、また、満48か月齢以上の死亡牛であっても特措法施行規則第2条各号の規定に該当する場合は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出を行う必要がないとされているが、県は、原則として、以下の死亡牛（特措法施行規則第2条第6号の規定に該当するもの並びに病原体が散逸するおそれがあるものとして家伝法第16条の規定に基づきと殺されたもの及び家畜防疫員が検査の実施が困難であると判断したものを除く。）について、

(ア)と同様の検査方法により検査を実施することとする。

a 満48か月齢以上の死亡牛であって、家伝法第16条第1項第1号及び第2号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの

b そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛（満48か月齢未満であって、(ア)のbに該当する牛等）

イ 死亡牛の検査結果の報告

県は、家伝法第5条第1項の規定に基づき実施したBSE検査の結果について、死亡前の臨床症状の情報を含め、毎月20日までに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。ただし、エライザ法で陽性が認められた場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

(2) 異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。

また、家畜防疫員は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。

(ア) 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、特定症状を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合

(イ) と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛がいる旨の通報を受けた場合

イ 家畜防疫員による臨床検査等

(ア) 家畜防疫員は、アの(ア)の農場又は同(イ)のと畜場において、異常牛(アの(ア)又は(イ)の通報を受け、家畜防疫員が特定症状を呈するものと認めた牛をいう。以下同じ。)及び当該牛が飼育されていた農場の同居牛に対して特定症状の有無について、徹底した臨床検査を実施する。

なお、臨床検査の際、可能な限り、デジタルカメラ等により動画を撮影する。

(イ) 家畜防疫員は、(ア)の臨床検査が終了し次第、過去の動物性加工たん白質の給与歴の有無、移動履歴、アの(ア)の通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに畜産課に調査の結果を報告する。(様式1、2)

(ウ) 畜産課は、(ア)の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、速やかに動物衛生課に臨床検査の結果を報告するとともに、当該牛が県外の農場から県内の農場又はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する都道府県畜産主務課（以下「出荷都道府県畜産主務課」という。）にも当該結果を連絡する。

また、(イ)の調査の結果、当該牛が満12か月齢まで県外の農場で飼育されていたことが判明した場合、畜産課は、飼育されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに連絡する。

(エ) 畜産課は、(ア)の臨床検査の結果に基づき、動物衛生課と協議の上、経過観察の必要性について検討を行う。経過観察が必要と認められた牛については、家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、21日を超えない範囲内で、移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定症状の有無を確認し、畜産課にその結果を連絡する。(様式3、4)

また、畜産課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

(オ) 畜産課は、(ア)の臨床検査及び(エ)の経過観察の結果、当該牛がBSEである可能性が高い場合、動物衛生課と協議の上、家伝法第20条第1項の病性鑑定を行うこととし、中央家保においてエライザ検査を実施する。

ウ BSE検査に係る解剖及び採材方法

家保における本病の検査に係る解剖、採材等に当たっては、以下の点に留意する。

(ア) 服装、器具

フード付きディスポーザブルのつなぎを着用する。頭部はつなぎのフードをかぶり、マスク及びフェイスシールドを着用する。2対のディスポーザブルグローブの間に切創防止用インナーグローブを着用し、作業着の袖口と外側の手袋はテープで固定する。刀等はできる限りディスポーザブルのものを使用する。

(イ) 採材箇所

次のいずれかで行う。

- a 脳のみを採材する。延髄の一部を密閉容器に入れ(バッファ等は使用しない)4℃(氷詰)保存し、残りの部分は右半分を4℃(氷詰)保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固定する。
- b 大孔法により、脳幹部のみを採材する。
- c 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて脳幹部のみを採材する。

※ 疑似患畜とされた牛については、開頭法により脳全体を採材することとする。脳は正中で縦断して、右半分を生材料として冷凍し、左半分を中性緩衝ホルマリン固定材料とする。

※ エライザ検査で陽性となった牛については、検査結果判明後、直ちに頭部を冷凍保存する等の措置を行う。

(ウ) 術式

- a 解剖及び採材は、大きなシートの上又は施設内において、かつ、汚水の消毒が可能な場所において行う。動物用焼却炉内で採材する場合はこの限りではない。
- b 生体は可能な限り全身麻酔下で放血殺する。放血にはカニューレを用い、血液はビニール袋等にできる限り回収する。回収した血液は焼却処分するが、エライザ検査で陰性が確認されたもののみであれば他の衛生的な処理を行うことも可能である。
- c 脳のみを採材する。組織片の飛散を避けるため、開頭には鋸その他家畜防疫員が

適当と認める器具・器材を用いる。主病変は脳幹部に存在するので、この部位を破損しないよう十分注意する。大孔法による場合には、脳幹部を採材する。（資料3）

d 延髄の一部を4℃（氷詰）保存用に採材する。

小脳及び脳の残りの部分は正中で縦断して、右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンに浸漬し固定する。（資料4）

e 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて延髄5g程度を4℃（氷詰）保存用に採材する。

※ 解体時は、できる限り内容物が散乱しないように注意し、回収して焼却処分する。

(エ) 終了後の洗浄、消毒

a 解剖器具等は焼却可能な布等で汚れを落とした後、次のいずれか又は同等以上の消毒処理を行う。

① 2規定の水酸化ナトリウム水に2時間浸漬し、水洗した後、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。

② 3%ドデシル硫酸ナトリウム水（以下「3%SDS水」という。）により10分間煮沸処理し、水洗した後、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。

③ 3%SDS水に浸漬したまま、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。

④ 有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

b 解剖室は有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で消毒する。

c ディスポーザブル用品は全て焼却する。

d 長靴は履いたままブラシを用いて、有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

使用済みの消毒薬等については、環境や水系を汚染しないように中和等の処理を行った上で処分する。

(オ) 消毒等の措置

a 病性鑑定施設は有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水等で消毒する。

b 疑似患畜以外のもので検査陰性となった場合は、①死体を直接焼却、②陰性を確認した後に肉骨粉処理を行い焼却、又は③化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条の規定に基づき埋却することとする。

(3) (1)のアの検査（死亡牛検査）又は(2)のイの(オ)の検査（病性鑑定としてのエライザ検査）で陽性となった場合の対応

畜産課は、健康危機管理課及びくらしの安全推進課並びに動物衛生課（加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課）に対して、(1)のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となった旨を連絡するとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体（生及びホルマリンで固定された延髄）を、中央家保から国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に送付する。（資料5）

ア 材料送付時の添付書類

- ・様式 1 又は 5
- ・エライザ検査の結果
- ・病性鑑定依頼書（動物衛生研究部門が定める様式）

イ 搬入材料

（ア）生材料：別添 2 に準じ、縦に分割した延髄約 5 g を採材し、門部約 3 cm 及びその前後を別の密閉容器に入れる。なお、容器は密栓した上、周囲を 2 規定の水酸化ナトリウム水で消毒し、さらに頑丈な輸送用の容器に収める。この輸送用容器ごとクーラーボックス中に収め、冷蔵にて動物衛生研究部門に搬入する。検体を送付する場合には参考 1 に従う。やむを得ず延髄生材料を長期間保存する際は密閉容器に入れて -80°C 保存する。なお、エライザ検査に供試した乳剤の残りについても動物衛生研究部門に送付する。

（イ）固定材料（病理組織学的検査及び免疫組織化学的検査に使用する。）：10%中性緩衝ホルマリンで固定する。固定容器の周囲を 2 規定の水酸化ナトリウム水で消毒後、ホルマリンが漏出しないように注意して動物衛生研究部門に搬入する。

（4）動物衛生研究部門による確定検査の陽性判定に備えた準備

（3）の検体を動物衛生研究部門に送付する際、家保は次に掲げる措置を講じる。畜産課は、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア （1）のアの検査で陽性となった牛の死亡前の臨床症状の把握

イ 疑似患畜の焼却方法、同居牛の扱い、患畜・疑似患畜の死体及び汚染物品等の処分場所への運搬方法等の検討

ウ 動物衛生研究部門による確定検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、当該他の都道府県の畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導

（5）死体の取扱い

（1）のアの検査又は（2）のイの（オ）の検査で陽性となった牛の死体は、中央家保又は B S E 検査所において、確定検査の判定が下るまで適切に保管する。中央家保へ死体を搬入する場合は、県が運搬車両を手配する。

2 食肉衛生検査所による検査

（1）食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

畜産課は、健康危機管理課から、と畜後のスクリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び当該牛から生産されたもの（枝肉、内臓、蹄等）が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。その後、関係都道府県では次の措置を講じ、その旨を動物衛生課に

報告する。

ア 畜産課は、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 出荷農場の特定

(イ) 当該牛から生産されたものがと畜場外に搬出されていないことの確認（と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第5条の規定に基づくと畜検査の結果判明前のと畜場外への持ち出しがある場合は、その所在の確認）

(ウ) 疑似患畜となる可能性がある牛を特定するための疫学調査

(エ) (ウ) の疫学調査の結果、検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合に、当該牛が飼育されている農場が所在する都道府県畜産主務課への連絡（連絡を受けた都道府県は、当該牛の移動を自粛するよう指導）

イ 出荷都道府県畜産主務課は、1の(4)のアからウまでに準じた措置を講ずる。

ウ 当該牛から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のあるものの保管に関する指導、確認

(イ) 汚染物品の焼却方法の検討

(2) 厚生労働省による確認検査

動物衛生課は、厚生労働省による確認検査（(1)のスクリーニング検査で陽性となった後に行われる検査をいう。以下同じ。）の結果について、厚生労働省から連絡を受けた際には、速やかに畜産課及び出荷都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

第3 病性等の判定

1 病性の判定

農林水産省は、次の(1)又は(2)により病性を判定する。

(1) 第2の1の(2)のイの(ア)及び同(エ)の結果を踏まえた病性の判定

第2の1の(2)のイの(ア)の臨床検査及び同(エ)の経過観察の結果、BSEである可能性が高い場合については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から畜産課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

(2) 動物衛生研究部門における確定検査及び厚生労働省による確認検査の結果を踏まえた病性の判定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から畜産課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

2 患畜及び疑似患畜の判定

1の病性の判定の結果に基づき、次の(1)に該当する牛を患畜と判定し、(2)の

いずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

(1) 患畜

1の(2)の農林水産省の病性判定の結果、陽性と判定された牛

(2) 疑似患畜

ア 第2の1の(2)のイの(オ)において、病性鑑定が必要と判定された牛

イ 患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、満12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、当該患畜と同じ飼料を給与されたもの(ただし、飼料の給与状況についての調査結果が得られない場合は、当該患畜の生まれた農場(牛群)において、当該患畜が産まれた日の前後12か月の間に生まれた牛)

ウ 動物衛生研究部門による確定検査(ただし、第2の1の(2)のイの(オ)の検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究部門に送付があったときに行われる確定検査を除く。)又は厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

第4 病性等の判定時の措置

1 エライザ検査(第2の1の(1)のア、第2の1の(2)のイの(オ)、第2の2の(1)の検査を言う。以下、同じ。)陽性時の措置

(1) 畜産課又は健康危機管理課はくらしの安全推進課と3課で調整の上、危機管理防災課及び二役への報告を行う。畜産課は、BSE対策部会を開催し、確定診断陽性時の対応について協議する。

また、生産農場に関係する市町村及び団体に連絡し、確定検査陽性時の対応について協力を要請する。この際、情報の管理について配慮を求める。さらに、県外の農場から出荷された牛である場合には、出荷都道府県畜産主務課へ連絡する。

この時点における情報は、原則として非公表とする。

(2) 家保は、第2の1の(4)のアからウまでの措置、またはそれに準じた措置に加えて、当該牛の出荷(生産)農場について以下の調査等を行う。

ア 検査状況の説明

イ エライザ検査陽性牛の確認及び飼養状況の調査

個体識別番号、と畜検査申請書の写し、死亡牛届出書及び死亡牛BSE検査申請書等により当該牛が飼養されていたことの確認を行うとともに、当該牛の飼料給与及び医薬品使用歴、病歴、移動履歴等に加え、飼養頭数、給与飼料、出荷導入先、加入系列等の調査を行う。(様式6)

ウ 飼養牛の移動自粛の要請

2 患畜又は疑似患畜と判定された場合の関係者への連絡

(1) 畜産課又は健康危機管理課は、動物衛生課又は食品監視安全課から、牛が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、くらしの安全推進課と3課で調整の上、危機管理防災課及び二役に報告するとともに、畜産課はBSE対策部会に連絡する。また、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地(市町村等)について、電話、電子メール、ファクシミリ等により連絡する。県外の農場から出荷された牛である場合には、出荷都道府県畜産主務課へ連絡する。

ア 当該牛の所有者又はと畜検査申請者

イ 死亡牛にあつては当該牛の死体を運搬した車両の所有者

ウ 死亡牛にあつては当該牛の死体の保管施設及び採材施設又はと畜場設置者

エ 関係市町村

オ 獣医師会、生産者団体等の関係団体

カ 関係都道府県

(2) 畜産課、健康危機管理課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課又は食品監視安全課から、牛が患畜ではないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該牛の所有者又はと畜検査申請者に連絡する。また、異状の原因の調査を行い、その結果について当該牛の所有者又はと畜検査申請者に説明するとともに、動物衛生課又は食品監視安全課に報告する。

3 対策本部の開催及び国、関係機関等との連携

(1) くらしの安全推進課は、農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部が定めた防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜(ただし、第3の2の(2)のイに該当するものを除く。)であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、食の安全対策会議(以下「県対策会議」という。)を開催する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 畜産課は、必要に応じて、農林水産省から派遣される連絡調整員及び疫学調査チーム等の受入れを行う。連絡調整員は、県対策会議に出席できるものとする。

(3) 畜産課は、必要に応じて、防疫措置に必要な範囲内において、国の保有する防疫資材及び機材の譲与又は貸し付けを申請する。

(4) 他の関係機関が、農林水産省対策本部及び県対策会議以外の対策本部を設置する場合には、その目的及び所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

4 報道機関等への公表

(1) 県は、農林水産省が第3の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、その内容や今後の防疫措置等について農林水産省及び厚生労働省（厚生労働省においては、厚生労働省による確認検査で陽性となった場合に限る。以下同じ。）とともに報道機関等に公表する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、畜産課、動物衛生課及び厚生労働省で協議の上、病性の判定前に公表する。

(2) (1)による公表は、原則として、畜産課、農林水産省及び厚生労働省が同時に行う。

(3) 発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地（市町村等）までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

(4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

① プライバシーの保護に十分配慮すること。

② 発生農場には近付かないなど、防疫措置の支障にならないようにすること。

(6) 畜産課は、発生農場の防疫対応及び疑似患畜の摘発状況等について随時プレスリリースを行うとともに、ホームページに掲載するなどの方法により公開する。（様式30）

5 相談窓口の開設

県民からの相談窓口を以下のように開設し、風評被害の発生防止と県民の不安解消を図る。

(1) 総合相談：くらしの安全推進課

(2) 家畜衛生及び農場支援事業等に関する相談：畜産課

(3) 食品衛生に係る相談：健康危機管理課

6 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じて、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員について関係機関に派遣を要請する。畜産課は、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

(2) 県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等への職員の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第5 発生農場等における防疫措置

1 疑似患畜の殺処分等

- (1) 家畜防疫員は、第3の2の(2)のイに該当する疑似患畜については、当該疑似患畜の所有者に対し、家伝法第14条第1項の隔離を指示する。
- (2) 県知事は、(1)で隔離された疑似患畜の所有者に対し、家伝法第17条第1項の規定に基づき、殺処分を命じる。
- (3) 第3の2の(2)のア及びイに該当する疑似患畜の殺処分は、原則として次に定める施設の要件を満たす死亡牛の保管施設等で行う。
 - ア 他の場所と明確に区分されていること。
 - イ 洗浄及び消毒が可能な構造であり、かつ、設備を有していること。
 - ウ 必要に応じて廃水及び廃棄物の消毒が行える構造であり、かつ、設備を有していること。
 - エ 作業員及び作業車両の消毒のための設備を有していること。
 - オ 病原体の散逸を防ぐための措置を適切に講じることができること。
- (4) 畜舎外で殺処分する場合には、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - ア 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
 - イ 牛が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (5) 殺処分は、作業員の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行うとともに、牛の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。
- (6) (3)で殺処分された牛について、死亡牛の保管施設等で、第2の1の(2)のイの(オ)の病性鑑定のための検査材料(脳)の採取を行い、病性鑑定を実施する。
- (7) 必要に応じ、民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、殺処分を完了させる。

2 患畜の同居牛の措置

- (1) 家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、患畜の同居牛、生後12か月まで患畜が飼育されていた農場で飼育されている牛等、患畜となるおそれがある牛の飼育者に対して、21日を超えない範囲内において期間を限り、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定症状の有無を確認し、畜産課にその結果を連絡する。

また、畜産課は、動物衛生課にその結果を連絡する。
- (2) (1)の結果、BSEである可能性が高い牛が確認された場合、動物衛生課は、小委の委員等の専門家に対して、家伝法第20条第1項の病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を疑似患畜とし、病性鑑定を実施する。
- (3) (1)の期間内において、特定症状が確認されなかった場合は、当該牛を通常の取

扱いとする。

3 死体の処理

- (1) 患畜又は疑似患畜とされた死体については、学術研究の用に供される場合(資料6)を除き、800℃以上で焼却されたことを確認する。
- (2) (1)の処理に際しては、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から患畜又は疑似患畜とされた死体の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。
 - イ 患畜又は疑似患畜とされた死体置場は、焼却施設等にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。
 - ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。
 - エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

4 汚染物品の処理

- (1) 家伝法第23条第1項の規定に基づき、患畜の分娩後に排出された胎盤等BSEプリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物品を汚染物品として、800℃以上で焼却されたことを確認する。

ただし、患畜の生存時の当該患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会(International Embryo Transfer Society)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品に当たらない。
- (2) (1)に際しては、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から焼却施設の汚染物品の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。
 - イ 汚染物品の置場は、焼却施設にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。
 - ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。
 - エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

5 畜舎等の消毒

患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等において、汚染物品が付着していることが確認された場合、家伝法施行規則第30条の基準に従い、患畜又は疑似患畜が畜舎から搬出された後、少なくとも1回消毒を実施する。

また、BSEプリオンによる汚染が疑われる物品の消毒は、有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水等を用いて行う。

6 疫学情報の収集

動物衛生課から、第3の2により、牛が患畜又は疑似患畜(ただし、第3の2の(2)のイに該当するものを除く。)であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、発生

農場等における牛の飼育状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。

その際、県は、動物衛生課、関係都道府県及び市町村並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等を確実に把握する。

7 牛の評価

- (1) 家伝法第58条の規定に基づく手当金の評価額は、疑似患畜であることが確認される前の状態のものとし、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該牛の導入価格に、導入日から疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該牛の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。（資料7）
- (3) 牛の所有者等は、殺処分先立ち、牛の評価額の算定の参考とするため、殺処分の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

8 と畜場におけるBSEの発生時の措置

- (1) 出荷農場の同居牛について、疑似患畜となる可能性がある牛を特定し、疑似患畜の病性鑑定等を行うとともに、疫学情報の収集を進める。
- (2) 患畜から生産されたものが所在する場合は、次に掲げる措置を講ずる。
 - ア 患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその保管
 - イ 汚染物品の焼却方法の指示

第6 発生の原因究明

BSEのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、BSEは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

- 1 農林水産省及び県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜又は疑似患畜（ただし、第3の2の（2）のイに該当するものを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村並びに動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、BSEは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

- 2 農林水産省は、小委の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置し、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析及び取りまとめを行う。

第7 現地対策本部の業務の詳細

1 防疫総務班

(1) 防疫作業計画の策定、調整、指揮

人員の配置について、畜産課と協議しながら計画する。必要に応じて、畜産課を通して他の家保からの家畜防疫員の応援を要請する。

(2) 関係機関への協力要請

発生農場の疫学調査等に係る協力を要請する。

(3) 必要資材の調達

必要な資材の購入等を行う。

(4) 畜産課への報告

作業日誌を作成し、進行捗状況を畜産課に報告する。

(5) 防疫会議の開催

必要に応じて防疫会議を開催する。

(6) 手当金等の申請

疑似患畜及び汚染物品等について、家伝法第58条の規定に基づく手当金等の申請を行う。(様式7～9、資料7)

(7) 「生産農場疫学関連調査状況」の報告

最終報告書となる「生産農場疫学関連調査状況(様式31)」を作成し、畜産課を通じて動物衛生課へ提出する。

2 発生農場班

(1) 飼養牛の臨床検査及び移動制限の指示

第5の2の(1)による。

(2) 疑似患畜の特定

第3の2の(2)により特定し、畜産課に報告する。(様式11、12)

(3) 疑似患畜と判定された場合の措置

以下の事務を行うとともに、殺処分及び病性鑑定に係るスケジュール及び搬出方法を決定し、第5の1により殺処分を行う。

- ・発生報告(様式13)
- ・疑似患畜決定(様式15)
- ・農家への殺処分通知(様式17)
- ・評価人依頼(様式19)
- ・評価人推薦(様式14)
- ・殺処分命令(様式16)
- ・隔離の解除並びに移動の指示(様式18)

なお、疑似患畜の決定及び殺処分等の実施についての公表は、農場からの搬出後に防疫総括班(畜産課)が行う。

(4) 死体及び汚染物品の処理

第5の3、4による。

(5) 畜舎の消毒

第5の5による。

(6) 評価

第5の7及び前年度の市場価格等により作成した算定表による。(資料7)

3 飼養牛・移動牛班

(1) 発生農場の飼養牛の調査

以下のリストを作成し、移動牛の出荷先又は処理策を調査する。

ア 全飼養牛リスト(様式20) : 患畜の出生1年前からの全飼養牛

イ 疫学関連牛リスト(様式21) : アのうち患畜の出生前後12か月の生産牛

ウ 疫学関連移動牛リスト(様式22) : イのうち移動牛について以下の項目に分類

(ア) 初生牛

(イ) 初妊牛

(ウ) その他の販売牛

(エ) 死廃牛

(2) 移動牛の追跡調査

他の農場へ移動している場合には、移動先の農場において追跡調査を実施する。県外に移動したものについては、防疫総括班(畜産課)を通じて動物衛生課へ報告する。

4 飼料・肥料班

(1) 患畜および同居牛に給与された飼料の特定

患畜の出生1年前からの農場等における飼料給与歴について、畜主への聞き取り及び飼料購入実績により特定する。(様式23、24、26)

(2) 農場で使用された肥料の特定

患畜の出生1年前からの肥料の使用実態について、畜主への聞き取り、肥料購入実績により特定する。また、使用実態や保管状況等を基に、飼養牛への給与の可能性について調査を行う。(様式25)

(3) 防疫総括班防疫支援係(草地飼料班)との連携

防疫総括班防疫支援係(草地飼料班)と連携し、飼料及び肥料の卸店、製造元(工場)を特定する。県域を越える場合には、動物衛生課及に報告し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関との連携により調査を行う。

飼料、肥料等の成分については、防疫総括班防疫支援係(草地飼料班)が製造業者や独立行政法人肥飼料検査所に協力を要請して調査を行う。

(4) 患畜が12か月齢になるまでに給与された飼料の特定

(1)の結果を基に、患畜が12か月齢になるまでに給与された飼料と給与時期、量を特定する。(様式10)

また、患畜が12か月齢になるまでに、患畜と同居した12か月齢以下の牛(生産、導入等を含む)に給与された飼料を特定する。

さらに、飼養牛・移動牛班の調査による「疫学関連牛リスト」において、患畜と同じ飼料を給与されていたことが否定できない牛を特定する。

(1) の調査の結果が得られない場合には、患畜の出生前後12か月に同一群内で生まれた牛を特定する。

5 医薬品・診療班

(1) 患畜、その母牛及び同居牛に使用された動物用医薬品等の特定

患畜の出生1年前からの患畜及び母牛に使用された動物用医薬品等について、畜主、獣医師等からの聞き取り、動物用医薬品等の使用記録、指示書や納品書等による購入実績、診療簿、ワクチン接種記録、人工授精台帳等から特定する。(様式27、28、29)

(2) 死産牛の内訳

患畜の出生1年前からの死産牛について、死亡獣畜処理指示書、診療簿、共済引受台帳等により臨床症状を調査し、以下に該当する牛を特定する。また、飼養牛・移動牛班と連携し、死産牛の頭数について整合性を図る。

ア 特定症状を示す牛

イ ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎又は神経症（全身又は後軀に異常が見られる神経麻痺及び神経系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、脳腫瘍、脊髄腫瘍、末梢神経系腫瘍又は下垂体腫瘍）であると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈する牛

ウ 歩行困難若しくは起立不能を呈し、原因が特定できない牛

【参考】疫学関連情報等収集用チェックリスト

区分	調査項目	内容	収集すべき資料
生産農場	飼養状況	<input type="checkbox"/> 当該牛：出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子牛の状況、疾病と治療記録） <input type="checkbox"/> 他家畜（豚、鶏等）の飼養の確認 <input type="checkbox"/> 同居牛：飼養頭数、牛舎及び周辺の見取図 <input type="checkbox"/> 当該牛の母牛：出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子牛の状況）、疾病と治療記録	<input type="checkbox"/> 血統書及び申請書 <input type="checkbox"/> 結核病等検査名簿 <input type="checkbox"/> 診療簿 <input type="checkbox"/> AI (ET) 記録 <input type="checkbox"/> 繁殖台帳 <input type="checkbox"/> 過去の血糖登録一覧表 <input type="checkbox"/> 個体識別システム
	給与状況	<input type="checkbox"/> 当該牛への肉骨粉等動物性蛋白質飼料の給与の有無 <input type="checkbox"/> 当該牛に給与したすべての飼料（配合飼料、粗飼料、補助飼料、医薬品等）と製造業者の確認 <input type="checkbox"/> 豚、鶏用飼料の取扱い <input type="checkbox"/> 母牛に給与したすべての飼料と製造業者の確認	<input type="checkbox"/> 購入伝票 <input type="checkbox"/> 飼料給与記録 <input type="checkbox"/> 販売店からの出荷伝票 <input type="checkbox"/> 製造業者から販売店への出荷伝票（防疫総括班防疫支援係調査）

	同居牛等	<input type="checkbox"/> 同居牛の臨床検査 <input type="checkbox"/> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における同居牛 <input type="checkbox"/> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間において移動した同居牛の状況 <input type="checkbox"/> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における死亡、廃用した同居牛 <input type="checkbox"/> 当該牛が当該農場で生産された1年前までに当該農場で生産された牛	<input type="checkbox"/> 市場記録 <input type="checkbox"/> 家畜商記録 <input type="checkbox"/> 診療簿 <input type="checkbox"/> 共済加入証 <input type="checkbox"/> と畜場精算書・明細書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> マニフェスト伝票
	預託状況	<input type="checkbox"/> 当該牛の他農場や公共牧場への預託状況	<input type="checkbox"/> 預託記録（入牧記録）
	動物用医薬品等の使用状況	<input type="checkbox"/> 当該牛に投与したすべての医薬品（ワクチン含む） <input type="checkbox"/> 母牛に投与したすべての医薬品	<input type="checkbox"/> 診療簿 <input type="checkbox"/> 自衛防疫予防注射台帳 <input type="checkbox"/> 医薬品購入伝票 <input type="checkbox"/> 結核等検査台帳
	放肥状況	<input type="checkbox"/> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料	<input type="checkbox"/> 購入伝票
	その他	<input type="checkbox"/> 給水の種類 <input type="checkbox"/> 周辺環境（化製場、放牧地、河川の状況） <input type="checkbox"/> ペットの飼養及びペットフードの取扱い	<input type="checkbox"/> 購入伝票
預託農場		<input type="checkbox"/> 当該牛の預託期間 <input type="checkbox"/> 預託先における飼料給与状況 <input type="checkbox"/> 公共牧場における施肥状況	<input type="checkbox"/> 預託記録（入牧記録）

